

一般事業主行動計画

令和5年4月1日
医療法人聖峰会

次世代育成支援対策推進法

『次世代育成支援対策推進法』の趣旨に則り、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員が働きやすい環境を作ることによってその能力を十分に発揮できるよう、下記の通り行動計画を策定する。

1 計画期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2 現状把握

1) 雇用環境の整備に関する事項

①男性の子育て目的の休暇の取得促進

配偶者の出産における特別休暇取得制度を実施しており、令和2年度から令和4年度の3年間において利用した男性職員は7割程度の実績であった。
(対象者：30名 内 制度利用人数22名 73%)

②男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

配偶者が出産した男性に対して育児休業に関する情報発信を行っているが、令和2年度から令和4年度の3年間において育児休業を利用した男性職員は1割にも満たない実績であった。
(対象者：30名 内 制度利用人数2名 6%)

3 計画内容

目標

①配偶者の出産における特別休暇取得割合について、取得率100%を目指し、継続した周知活動および職員が仕事と家庭と両立することができる働きやすい環境づくりを行う。

②男性の育児休業取得について、該当者への周知を進めながら取得率10%以上を目指し、職場の理解も得られるよう、情報発信に努める。

対策

- ①配偶者の出産における特別休暇取得に向け制度周知を継続して実施する。
- ②利用しやすい制度とするために、周知方法の見直しを行う。